
小売電気事業者の位置付け

本事業における小売電気事業者とは、需要の抑制や創出に資するDRメニューを提供し、電力需給のコントロールを行う事業者です。小売電気事業者は、事前にSIIへDRメニューを登録する必要があります。

SIIに登録可能なDRメニューは、電気料金型DRとインセンティブ型DRの2種類です。

小売電気事業者の要件

以下①～⑦の要件を全て満たす事業者を、蓄電池アグリゲーターとしてSIIが登録し公表をします。

- ① 電気事業法第二条の二に基づき、経済産業大臣の登録を受けた法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ 本事業の目的に資するDRメニューを有し、需要家に提供可能であること。
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、ERABサイバーセキュリティガイドライン、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 遠隔制御・制御指示等を実施するにあたり、蓄電システムとは別に新たにIoT化関連機器を必須とする場合は、JC-STAR★1を取得した機器を通じて制御を行う者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑦ その他、次ページに記載する本事業内においてのみ求められる小売電気事業者の役割を全て責任をもって遂行できる者であること